

準特3地域の指定解除 国交省

国土交通省は10月31日、改正タクシー特措法の準特定地域の新規指定・解除を

決定、茨城・鹿行交通圏（神栖、鹿嶋など5市）を

追加するとともに、大阪・

泉州交通圏（岸和田市、泉佐野市など大阪南部エリア）

と愛知・東三河南部交通圏

（豊橋市など）、鹿児島・

鹿屋交通圏の3地域を解除

した。全国の準特の数は1

53となつた。

改正告示を

官報で公示した。

準特解除はいずれも、直

近の2013年度実働1日

1車当たり（日車）當業収

入と日車実車キロが規制緩

和前の01年度の水準を上回

り、指定要件に合致しなか

った。特措法の台数規制か

ら外れ、道路運送法の下、

増車・新規参入が原則自由

にでき、運賃規制も届け出

制の公定幅から、格安の設

定も可能な自動認可枠に戻

る。泉州は関西国際空港を

抱え、訪日外国人の増加で

タクシーの需要も高まつた

ことが一因とされる。大阪

府・大阪市の国家戦略特区

・規制緩和提案の影響に関

し、国交省は「指定基準で

判断しただけ」と説明。

東

三河南部にはトヨタ自動車の本社があり、鹿屋は従来、減車が進んでいた。法定の協議会が不要になると、同省は「解除は活性化などの取り組みの成果。地域で話し合うような場は続けてほしい」としている。

鹿行の新指定は地元の業

界が求め、自治体の首長が

要請する仕組みに基づき、

神栖市長が手続きした。13.

年度の日車実車キロが01年

度実績を10%下回るという

要件（人口10万人以上の都

市を含まない区域対象）を

満たした。指定期間は17年

9月末までの3年弱。協議

会が発足し、公定幅運賃が

設定される。東京特別区・

武三、大阪市域など他の1

52エリアは指定要件に合

い、準特が継続された。